

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

五島市地域防災計画（令和2年3月改訂）及びハザードマップ、五島市ホームページより地域の防災リスクを整理した。

(1) 災害史

五島市におけるこれまでの重大な災害被害は、昭和37年9月26日に発生した福江大火及び昭和42年7月9日の福江大水害が挙げられる。

うち、福江大水害は、1時間に99.2mmという記録的な集中豪雨に見舞われ、満潮と重なったことにより、河川が氾濫し、河川流域の商店街や住宅が浸水し、崖崩れや田畑の流失が相次ぎ、未曾有の災害となった。

この災害により、死者11人、浸水家屋1,700戸が発生し、被害総額は18億円に上っている。

また、令和2年9月に相次いで接近した台風により、例年の20倍を超える5,000人以上が避難所やホテルに避難した台風9号・10号は、記憶に新しいところであるが、台風による暴風は市民の脅威となっている。

(2) 土砂災害：土砂災害ハザードマップ

市内全域1,579箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、うち1,512箇所が特別警戒区域に指定されている。

(3) 地震：長崎県地震アセスメント調査報告書

長崎県に影響を及ぼすと想定される活断層では、震度3から4が予測されているが、活断層が確認されていない海域等を震源とする震度予測では、6弱から6強の地震が予測されている。

(4) 津波：津波ハザードマップ

長崎県が最大クラスの津波に対して総合防災対策を構築する際の基礎として想定した浸水域、浸水深は表のとおりとなっている。

項目		想定
最高津波水位		3 m
浸水深ごとの浸水面積	1 cm以上30 cm未満	60 ha
	30 cm以上1 m未満	130 ha
	1 m以上2 m未満	160 ha
	2 m以上5 m未満	10 ha
	5 m以上	0 ha
	合計	360 ha
最大津波到達時間		84分

2 商工業者の状況

五島市商工会管内の商工業者等数 707社

うち商工業者数 687社

小規模事業者数 628社

<内訳>五島市商工会地区の業種別事業者数及び小規模事業者数

	合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食 宿泊	サービス 業	その他
事業者数	687	115	74	20	206	70	133	69
小規模事業者数	628	108	69	15	194	68	115	59
小規模事業者の割合 (%)	91.4	93.9	93.2	75.0	94.2	97.1	86.5	85.5

[令和2年4月1日現在 五島市商工会調べ]

3 これまでの取り組み

(1) 五島市の取り組み

ア 防災計画の策定

- (ア) 五島市地域防災計画（令和2年3月改定）
- (イ) 五島市業務継続計画（平成29年2月）
- (ウ) 五島市国民保護計画（平成30年3月）
- (エ) 自主防災組織（令和2年4月現在 組織数237 組織結成99.8%）
- (オ) 五島市消防団協力事業所表示制度（令和2年1月現在 15事業所）

イ 防災訓練等の実施

- (ア) 緊急地震速報の訓練放送（毎年）
- (イ) 緊急時電話通訳システム（R2.5.14）
- (ウ) Jアラート全国訓練
 - ① 全国一斉情報伝達試験（毎年4回）
 - ② 緊急地震速報訓練（年2回）
- (エ) 定期救命講習会（偶数月1回）

ウ 防災備品の備蓄

- (ア) 災害時における救援物資供給等の協力に関する協定（7企業及び団体）

(2) 五島市商工会の取り組み

- ア 事業者BCPに関する国の施策の周知
- イ 事業者BCP策定の支援
- ウ 長崎県火災共済協同組合、ジブラルタ生命（株）と連携した損害保険への普及促進

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然とした記載にとどまり、協力体制の具体的なマニュアルが整備されていない。また、緊急時の対応を指揮するノウハウを持った人員が十分にいない。

緊急時以外では保険・共済に対する助言を行える職員が不足している、といった課題が見受けられる。

III 目標

- 1 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 2 発災時における連絡体制を円滑に行うため、五島市商工会と五島市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 3 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 4 巡回や窓口相談時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

五島市と五島市商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

発災時に混乱なく応急対応に取り組めるように、下記の対策を実施する。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ア 会報や市報、ホームページ等を活用し、国や県の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等について周知等を行う。
- イ 事業継続力強化のための取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ウ 前記について関心のある小規模事業者に対して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明し理解させる。
- エ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について専門家を招き指導及び助言を行う。

(2) 商工会自身の危機管理マニュアルの作成

五島市商工会は商工会事業継続計画に相当する「五島市商工会危機管理マニュアル」を作成している。

(3) 関係団体等との連携

- ア 関係機関が作成した事業継続力強化のための普及啓発ポスター等を掲示するほか、関係機関が開催するセミナー等についても小規模事業者へ周知し積極的な参加を促す。
- イ 長崎県火災共済協同組合と連携するほか、ジブラルタ生命保険（株）の代理店にも協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険について情報提供を行うとともに、災害リスクを軽減するために損害保険の加入や見直しを勧める。
- ウ 小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を関係団体及び協力先保険会社と連携して行う。

(4) 小規模事業者の事業継続計画策定支援

小規模事業者に、「形だけ」の計画策定にとらわれるのではなく、実効性のある防災・減災対策を促すため、「何のたにに対策を行うのか」を理解させ、それぞれの事業内容を踏まえた次の項目について対策を準備させるため事業計画策定を支援する。

- ア 目的（対策に取り組む目的や基本方針を定め、社内でも共有）
 - (ア) 従業員・家族の安全確保
 - (イ) 顧客への供給責任
 - (ウ) 従業員の雇用維持
- イ リスク認識・被害想定（ハザードマップの活用等により自社・取引先等の影響を把握）

- (ア) リスク認識（どのような災害で事業中断するおそれがあるか等）
- (イ) 被害想定（事業中断するおそれのある災害における被害規模の想定等）
- ウ 推進体制構築（責任者を設置するとともに、全社的な社内体制を構築）
 - (ア) 経営トップのコミットメント（責任介入）
 - (イ) 責任者の明確化
 - (ウ) 災害時の社内体制の構築
- エ 事前対策
 - (ア) 初動対応 避難方法・安否確認等の手順作成
 - (イ) 人員確保 代替要員確保
 - (ウ) 設備等対策 耐震化や床固定、浸水対策等
 - (エ) 情報保全 データバックアップ
 - (オ) リスクファイナンス 損害保険等により必要費用を確保
 - (カ) 協力体制 他社等との代替生産に係る事前取り決め
- オ 実効性確保
 - (ア) 定期的な社員教育・研修、訓練実施
 - (イ) 定期的な計画見直しや予算策定等
- (5) フォローアップ
 - ア 小規模事業者の事業者BCP取組状況の確認を行う。
 - イ （仮称）五島市事業継続力強化支援協議会（構成員：五島市、五島市商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- (6) 当該計画に係る訓練の実施
 - 自然災害（マグニチュード5強の地震）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

2 発災後の対策

自然災害発生時は人命救助を最優先とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(2) 応急対策の方針決定

ア 五島市と五島市商工会との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

<豪雨・台風における例>

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

<例：被害規模状況の目安は以下を想定>

大規模な災害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・

	半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

イ 本計画により、五島市と五島市商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	2日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

3 災害時における指示命令系統・連絡体制

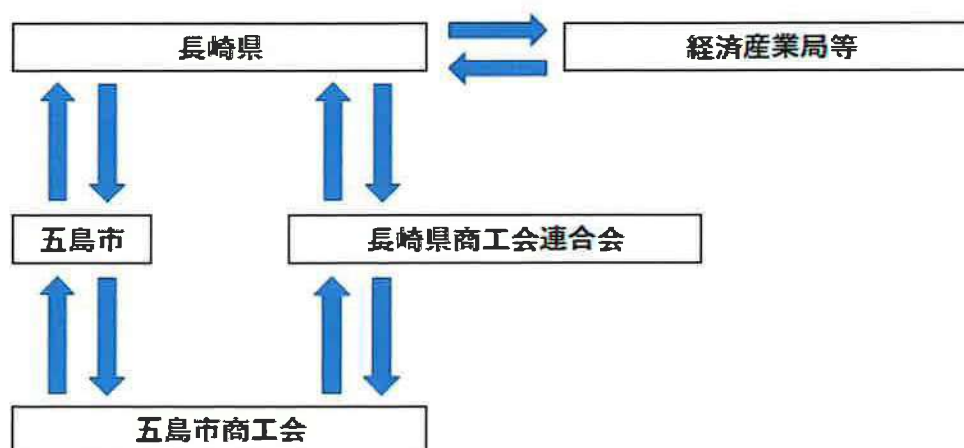
(1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

小規模事業者の被害状況の把握及び報告については全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会災害システムは、商工会職員等が確認した被災状況を本システムから携帯端末等で入力し情報を共有するもので、被災状況の入力や報告を簡易的に実施するための支援システムである。

入力した被災状況はCSVでデータを書き出すことが可能であり、被災状況の報告を迅速に行うことができる。入力箇所の備考欄に必要な物資や要望等を記載することで、現在被災地が必要としている物資や支援の情報を長崎県や五島市に適切に報告することができる。

- (2) 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- (3) 五島市と五島市商工会は被害状況の確認方法や被害総額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- (4) 五島市と五島市商工会が共有した情報を、長崎県の指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて五島市から長崎県へ速やかに報告する。
- (5) 五島市と五島市商工会が共有した情報は、五島市商工会から長崎県商工会連合会へ報告する。

<被災状況の報告体制>



4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について、五島市と相談(五島市商工会は、国の依頼を受けた場合は、

特別相談窓口を設置する)。

- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策(国や長崎県、五島市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

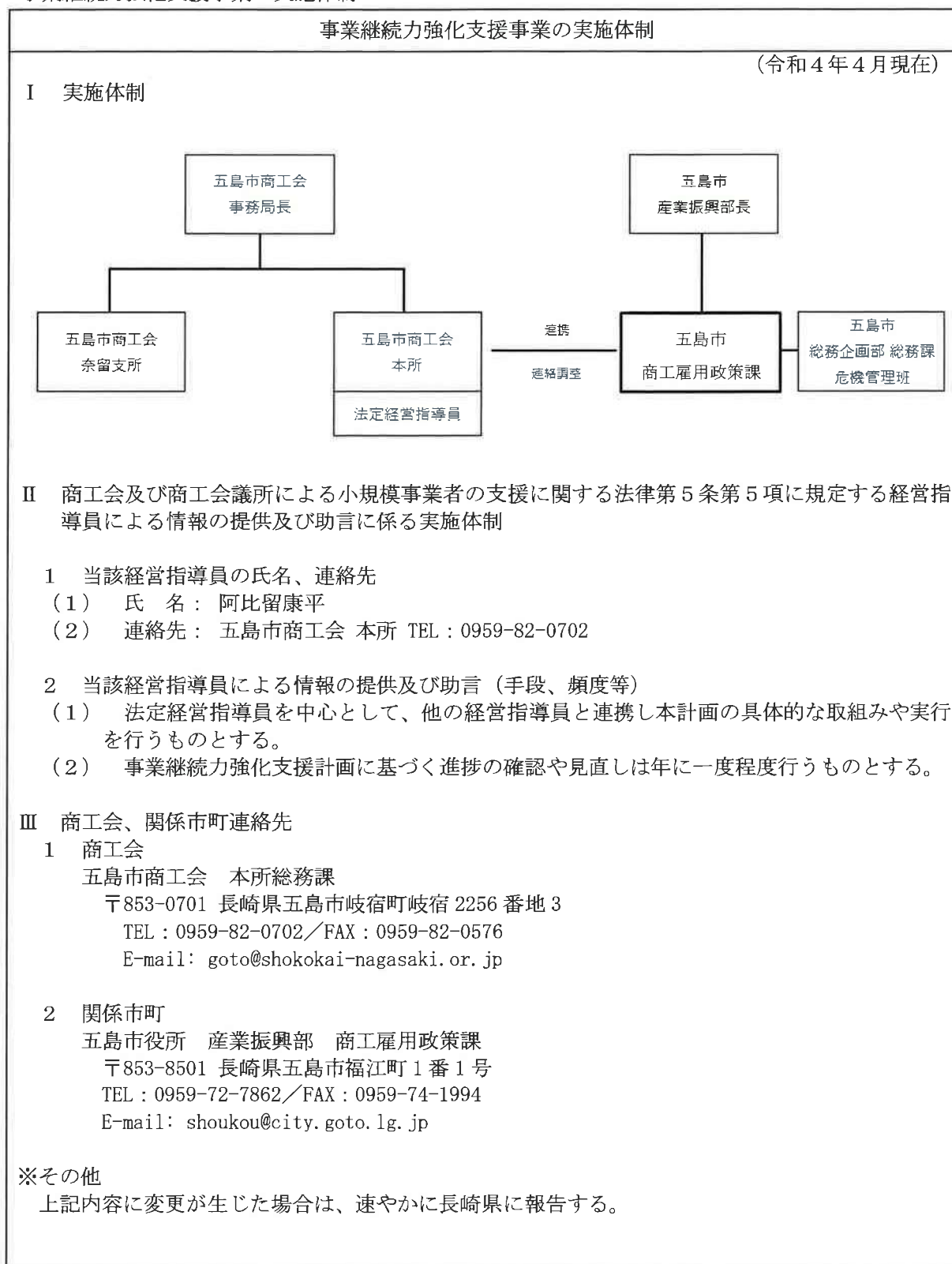
- (1) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。
- (2) 国や長崎県、五島市が提供する復興施策について、管轄地区の事業者に対し積極的な周知を行う。また長崎県や長崎県商工会連合会等で開催する販路回復・拡大施策として物産展等がある場合も同様、情報の提供を行い小規模事業者の支援を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金、五島市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等